

<b>会議名 (委員会・部会)</b> <b>第 4 回環境労務委員会</b>	<b>開催日時</b> <b>開催場所</b>	令和 3 年 11 月 25 日 (木) 15:30～17:30 日本印刷会館 5 階会議室																																																								
<b>出席者</b> (敬称略) (順不同)	白橋明夫副理事長、小島委員長、小野淳(江東)副委員長、前田剛宏(千代田)、十文字明雄(京橋)、金城玲(港)、宮本武紀(新宿)、新井諭(文京)、太田圭司(上野)、亀田哲夫(浅草)、寺田誠(墨田)、武智美樹(城南)、七澤信盛(山之手)、山浦賢一(城西)、堀越達義(板橋)、澤村博之(練馬)、林博之(足立)、小野立敬(墨東)各委員 千本雅士、小倉絵里両特別委員〈本部・事務局〉池田(担当)																																																									
<b>報告事項</b> ➤	<p>小島委員長および事務局が以下のとおり報告した。</p> <p><b>1. 委員会目標数値</b></p> <table border="1" data-bbox="355 651 1393 840"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標</th> <th>進行中</th> <th>実績</th> <th>前年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GP 認定(新規)</td> <td>3 件</td> <td>—</td> <td>2 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>環境推進工場(新規)</td> <td>3 件</td> <td>講習会受講 1 件 申請書遅延 1 件</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 環境推進工場登録の普及推進</b></p> <p>①講習会開催結果</p> <table border="1" data-bbox="378 934 1393 1314"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> <th>受講者数</th> <th>登録委員会日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京新規・更新講習会</td> <td>10/6(水)</td> <td>新規：5 社 8 名 更新：9 社 9 名</td> <td>12/6(月)</td> </tr> <tr> <td>四国地区新規講習会</td> <td>10/26(火)</td> <td>11 社 14 名</td> <td rowspan="3">1/24(月)</td> </tr> <tr> <td>島根更新講習会</td> <td>11/2(火)</td> <td>3 社 7 名</td> </tr> <tr> <td>大阪更新講習会</td> <td>11/9(火)</td> <td>2 社 3 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>②登録委員会開催結果</p> <p>第 44 回登録委員会(9/27)</p> <p>■更新登録結果(2 社 2 件)</p> <table border="1" data-bbox="445 1453 1286 1601"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>事業所・工場名</th> <th>登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>㈱北海民友新聞社</td> <td>t148(2)</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>中村印刷㈱ 本社工場</td> <td>t149(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 45 回登録委員会(10/25)</p> <p>■更新登録結果(3 社 3 件)</p> <table border="1" data-bbox="445 1695 1286 1888"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>事業所・工場名</th> <th>登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>あいち印刷㈱ 本社・本社工場</td> <td>t087(4)</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>中埜総合印刷㈱ 本社・阿久比工場</td> <td>t090(4)</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>㈱鈴活印刷 本社・本社工場</td> <td>t097(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③現在の有効登録件数 95 件</p> <p>④今後のスケジュール</p> <p>更新講習会(富山) 1/13(木) オンライン</p>					目標	進行中	実績	前年度実績	GP 認定(新規)	3 件	—	2 件	3 件	環境推進工場(新規)	3 件	講習会受講 1 件 申請書遅延 1 件	0 件	3 件		開催日	受講者数	登録委員会日程	東京新規・更新講習会	10/6(水)	新規：5 社 8 名 更新：9 社 9 名	12/6(月)	四国地区新規講習会	10/26(火)	11 社 14 名	1/24(月)	島根更新講習会	11/2(火)	3 社 7 名	大阪更新講習会	11/9(火)	2 社 3 名	所属	事業所・工場名	登録番号	北海道	㈱北海民友新聞社	t148(2)	北海道	中村印刷㈱ 本社工場	t149(2)	所属	事業所・工場名	登録番号	愛知県	あいち印刷㈱ 本社・本社工場	t087(4)	愛知県	中埜総合印刷㈱ 本社・阿久比工場	t090(4)	愛知県	㈱鈴活印刷 本社・本社工場	t097(4)
	目標	進行中	実績	前年度実績																																																						
GP 認定(新規)	3 件	—	2 件	3 件																																																						
環境推進工場(新規)	3 件	講習会受講 1 件 申請書遅延 1 件	0 件	3 件																																																						
	開催日	受講者数	登録委員会日程																																																							
東京新規・更新講習会	10/6(水)	新規：5 社 8 名 更新：9 社 9 名	12/6(月)																																																							
四国地区新規講習会	10/26(火)	11 社 14 名	1/24(月)																																																							
島根更新講習会	11/2(火)	3 社 7 名																																																								
大阪更新講習会	11/9(火)	2 社 3 名																																																								
所属	事業所・工場名	登録番号																																																								
北海道	㈱北海民友新聞社	t148(2)																																																								
北海道	中村印刷㈱ 本社工場	t149(2)																																																								
所属	事業所・工場名	登録番号																																																								
愛知県	あいち印刷㈱ 本社・本社工場	t087(4)																																																								
愛知県	中埜総合印刷㈱ 本社・阿久比工場	t090(4)																																																								
愛知県	㈱鈴活印刷 本社・本社工場	t097(4)																																																								

	<p><b>3. 第 66 期 G P 工場認定募集</b>  申込締切：2022 年 2 月中旬</p> <p><b>4. 今年度のセミナーについて</b></p> <p>①中小企業だからこそできる働き方改革セミナー  ～なぜ今「働き方改革なのか」～  日時：令和 3 年 9 月 17 日(金) 16:00～18:00 日本印刷会館 2 階  講師：黒崎 太一 氏(東京働き方改革推進支援センター、社会保険労務士)  森 順也 氏(東京働き方改革推進支援センター、中小企業診断士)  参加者：会場 8 社 8 名、web19 社 20 名</p> <p>②“いまさら聞けない”化学物質のリスクアセスメントセミナー  日時：令和 3 年 11 月 10 日(水) 16:00～18:00 日本印刷会館 2 階  講師：猪瀬卓之氏((一社)日本印刷産業連合会)  参加者：会場 6 社 7 名、web22 社 26 名</p> <p>③知らなかったでは済まされない働き方改革  労働法と労働基準法改正セミナー(令和 3 年度版)  日時：令和 4 年 1 月 26 日(水) 16:00～18:00 日本印刷会館 2 階  講師：小倉絵里特別委員(特定社会保険労務士、㈱GIMS)  小島委員長が以下のとおり説明した。</p> <p>②セミナーにおける受講者アンケートの結果は、好意的な意見が多かった。特に、本セミナーは会社の規模にかかわらず対応しなくてはならない化学物質のリスクアセスメントの手法を解説する重要な内容なので、今回受講できなかった方については、今後「印カレ」に掲載する動画を視聴してほしい。また、1/26 開催予定の③セミナーについては、同一労働同一賃金や職場におけるハラスメントの防止に関する内容を予定している。①、②セミナーは「印カレ」に掲載予定だが、③セミナーは「印カレ」には掲載しないので是非当日受講してほしい。</p> <p><b>5. 「中小印刷業モデル就業規則 2021」購入費補助</b>  組合員特別価格：1,480 円(税・送料込) (通常組合員価格:2,980 円)  申込期限：2022 年 3 月 18 日(金)  委員から「本冊子のデータ販売の可否」について質問があり、小島委員長および小倉特別委員が以下のとおり回答した。</p> <p>仮に、本冊子をコピーしてそのまま自社の規定として整備、労働基準監督署に提出した場合、一度定めた規定からの変更は全て不利益変更となり、労働者の同意無しに変更できない。そのため、本冊子はあくまで“モデル”であることを理解し、自社に必要なものを選択して就業規則に項目を追加・変更するなど、購読者に適切な扱いをしてもらうべく、データ販売は行わない。</p>
<p>議題➤  決定事項  ➤</p>	<p><b>1. 第 20 回環境優良工場表彰への応募協力</b>  申込期限：12 月 6 日(月)  小島委員長、千本特別委員が以下のとおり説明した。  審査が印刷会社の繁忙期と重ならないよう、今年度は応募を前倒しして</p>

<p>議題➤ 決定事項 ➤</p> <p>議題➤ 決定事項 ➤</p>	<p>10月12日(火)から受け付けている。審査項目の多くは丸をつけるだけで簡単にチェックでき、自社の環境対応のチェックリストとしても活用できるので、各支部で広く周知してほしい。</p> <p><b>2. 再生可能エネルギーへの取り組みについて</b> 小島委員長および千本特別委員が以下のとおり説明した。 サステイナブルな社会と業界を実現するためにカーボンニュートラル(脱炭素)に業界全体で取り組む必要がある。全印工連では、CO<sub>2</sub>排出量削減のため、組合員に再生可能エネルギー業者を紹介する事業を開始する。業者は、①売電実績がある、②供給エリアが全国対象、③使用エネルギーの再エネ比率100%プランがある、④売電事業者の顔が見える供給体制(ブロックチェーン〈正確な取引履歴〉による地産地消)、⑤既に組合員で利用実績がある、これらの条件を満たす「みんな電力」「アスエネ」を選定した。詳細は現在調整中であるが、CO<sub>2</sub>削減と同時にコスト削減が可能な本事業を是非活用してほしい。</p> <p><b>3. 「環境推進工場登録」制度紹介リーフレットの作成</b> 小島委員長が、今まで「環境推進工場登録」制度を紹介するリーフレットがなかったので、新たに作成することについて説明した。なお、リーフレットの内容は、委員長および事務局で検討する。作成の依頼先については、デザインから印刷までを「環境推進工場登録」を取得している委員の会社に依頼したいと説明したところ、受注の申し出がなかったため、委員長の推薦により決定することとした。</p>									
<p>情報提供</p>	<p><b>■環境関連</b> 千本特別委員が以下のとおり説明した。 (1) 東京都の主な省エネルギー対策支援 ①省エネルギー診断 ②省エネ講師派遣 ③再エネ発電・熱利用等の導入支援 ④ビジネス事業者の紹介 ⑤地球温暖化対策報告書制度 (2) 環境法令の改正 ①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年4月1日施行)</p> <table border="1" data-bbox="416 1686 1367 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種化学物質</td> <td>462 物質</td> <td>515 物質</td> </tr> <tr> <td>第二種化学物質</td> <td>100 物質</td> <td>134 物質</td> </tr> </tbody> </table> <p>※印刷会社に関係する物質としては、トリメチルベンゼン、エチレンジリコールモノブチルエーテル、シクロヘキサン、ヘプタン、メチルイソブチルケトンがある。</p>		改正前	改正後	第一種化学物質	462 物質	515 物質	第二種化学物質	100 物質	134 物質
	改正前	改正後								
第一種化学物質	462 物質	515 物質								
第二種化学物質	100 物質	134 物質								

②水質汚濁に係る環境基準の見直し(令和4年4月1日施行)

	改正前	改正後
六価クロムの基準値	0.05mg/ℓ	0.02mg/ℓ
生活環境の保全に関する環境基準の見直し	大腸菌群数	大腸菌数

③大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について(令和4年10月1日施行)

	改正前	改正後
ボイラーの規模要件	伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 ℓ/h 以上	燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/h 以上

④「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(令和3年12月11日施行)

	改正前	改正後
亜鉛の排水基準	5mg/L	4mg/L
対象業種	電気めっき業、金属鋳業、下水道業	電気めっき業

※製版・刷版を行っている会社は「電気めっき業」に該当する可能性あり

日印産連では、環境管理の一環として、改訂版「印刷産業における環境関連法規集(2022年版)」を2022年4月に発行予定であるので併せて確認してほしい。

■労務関連

小倉特別委員が以下のとおり説明した。

(1) 雇用調整助成金等・休業支援金等について

厚生労働省より、雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容について2022年3月までの方針が発表された。中小企業の助成率や日額上限の詳細は下表のとおりである。

雇用調整助成金			
期間	令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
助成率 日額上限	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
休業支援金			
期間	令和3年 5月～12月	令和4年 1～3月	
助成率 日額上限	8割 9,900円	8割 8,265円	

※括弧内は解雇等を行わない場合の助成率

	<p>(2) 職場におけるハラスメント防止対策</p> <p>これまで努力義務であった「パワーハラスメント防止措置」が、2022年4月から中小企業においても義務化される。職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるものを全て満たすものを指す。これらは、自ら雇用する労働者だけでなく、取引先など他社の労働者へのハラスメントも含まれるので注意してほしい。また、事業主は防止措置として、①就業規則の改訂など方針の明確化および労働者への周知・啓発、②相談窓口の設置および労働者への周知、③事後の迅速かつ適切な対応などの措置を必ず講じる必要がある。また、仮にハラスメントが起きた場合は、意見の偏りを防ぐため性別の異なる2名と対象者1名(相談者または行為者)の計3名で、相談者・行為者のプライバシーの保護に配慮した上で、事実確認を行うことをすすめる。</p> <p>(3) 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設</p> <p>雇用保険マルチジョブホルダー制度は、①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者、②2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上、③2つの事業のそれぞれの雇用見込みが31日以上条件を全て満たす労働者が対象で、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができる制度である。なお、本制度の加入後は、通常雇用保険の被保険者と同様、任意脱退ができないことに加え、手続きは、適用を希望する本人がハローワークで手続きを行う必要がある点に注意が必要である。事業主は、まず対象となる従業員に声掛けし、従業員から手続きに必要な証明を求められた場合、速やかに対応してほしい。</p> <p>(4) 男性の育児休業取得推進(イクメンプロジェクト)について</p> <p>厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を支援するイクメンプロジェクトを実施している。令和4年4月1日より、育児休業(以下育休)取得対象の男性従業員に対して、育休制度について説明し、取得の意向を確認することが事業主の義務とされたり、2週間前の申出で育児休業を取得できるようになるなど、改正育児・介護休業法の施行により男性がより育児休業を取得しやすく変化していくので、従業員から突然育休取得の申出を受けて、現場が混乱しないよう、対象従業員に早めに周知することをすすめる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
次回開催	<p>日時 令和4年2月17日(木) 13:30~15:15</p> <p>場所 日本印刷会館</p>